平成２１年（フ）第３５８３号
横浜市中区山手町35番地１　山手コーポラスＢ棟610号室
債務者　綾乃小路丈一朗（旧姓名金本栄三こと金榮出）
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４号
横浜市旭区東希望が丘41番地　大谷ハウスⅠ
債務者　杉山八重子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目15番地７
債務者　内藤　　司
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６号
神奈川県藤沢市高倉491番地の４　コーポさいかち102号、申立時の住所神奈川県藤沢市亀井野２丁目41番地の１　プチメゾン101号
債務者　村田　育造
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２号
熊本県鹿本郡植木町大字滴水501番地17
債務者　松永　理恵
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月６日午前11時　熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
熊本県水俣市丸島町２丁目21番３号
債務者　長藤　　望（旧姓岩﨑）
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時15分　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１０号
熊本県八代市大手町１丁目１番２号
債務者　永井　龍二
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１１号
熊本県八代市大福寺町918番地６
債務者　茂吉　生浩
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第７６号
東京都福生市大字熊川1640番地１都営熊川第２アパート１―304
債務者　若林承鎬こと　崔　　承鎬
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月８日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７７号
東京都福生市大字熊川1640番地１都営熊川第２アパート１―304
債務者　若林　由里
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月８日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６号
長野県北佐久郡立科町大字山部1132番地
債務者　芝本由美子
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月14日午後１時30分　長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第９号
秋田県横手市外目字下桜沢78番地
債務者　柴田　治美
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月15日午前11時　秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第６号
石川県七尾市神明町ロ部６番地７　久保ビル３Ｆ
債務者　松村　和彦
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月９日午後２時　金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第７号
石川県七尾市中島町中島甲部208番地１　市営要員住宅11号室
債務者　久岡　悦子
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月９日午後２時10分　金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１０号
広島県福山市神辺町字道上529番地２、旧住所広島県福山市引野町北１丁目19番15号
債務者　西本　　登
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１９１６号
千葉県八千代市上高野1345―７
債務者　上岡　浩恵
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時　東京地方裁判所民事第20部